

## 仕様書（中高生の居場所づくり事業（新松戸地区））

- 1 委託期間 契約締結日～平成31年3月31日
- 2 業務場所 松戸市新松戸南2-2 青少年会館内
- ・常設 ……1階 ロビー ( m<sup>2</sup>) ※飲食可
  - ・非常設……2階 和室 ( m<sup>2</sup>) ※飲食可
- (非常設は会場に空きがある場合のみ開設)

※上記の常設の会場については、パブリックスペースであることから、一般の利用者と共存となります。専用スペースではないことを留意すること。

- 3 開設時間 松戸市新松戸南2-2 青少年会館内
- 毎週金曜日 午後5時00分～午後8時30分
- ※開設時間の前後15分間は準備時間とし、就業時間は午後4時45分から午後8時45分とする

※年末年始（12月29日から1月3日）を除く

※イベント等により会場が利用できない日を除く

- 4 業務内容 (1)中高生の居場所
- ①放課後や長期休暇中に安心して安全に過ごすことができる居場所を提供する。
  - ②開設時間内は中高生の見守りを行うものとし、必要に応じて学習支援や進路相談に対応する。
  - ③その他、日常における相談へも対応する。この際、他機関への通報や連携が必要と判断されるときは、随時行うものとする。
- (2)中高生への体験や講座の実施
- ①学習や進路に関する講座のほか、ソーシャルスキルを向上させる体験などを企画し実施する。  
ただし、以下の事業は市と協議し、実施すること  
平成30年10月…「先輩と語る座談会」  
平成30年12月…「クリスマスイベント」
  - ②①に示す事業を行う際には、所在する施設の設置目的を踏まえた事業となるよう、努力すること。

(3)その他

- ①業務を実施するにあたっては、松戸市子ども総合計画を熟知し、趣旨を理解した上で実施すること。
- ②来場した中高生や、所在する施設の利用者等とのトラブル、苦情への対応は、原則として受託者にて対応すること。
- ③業務の実施にあたり、市または第三者へ損害を与えた場合は、速やかに市へ報告するとともに、かかる費用等の責任は、事業者が一切を負担すること。

- 5 人員配置
- (1)業務の実施にあたっては、中高生の支援に関して意欲のある者であって、青少年健全育成の知識が豊かな者を常時2名以上配置する。
  - (2)体験や講座を実施する際には、安全かつ有意義な内容とするために、必要な人員を配置するものとする。
  - (3)配置する人員は、業務に必要な知識を習得するため、適時、研修等を受講するものとする。その際の研修が有料である場合、その費用は受託者が負担する。

- 6 支払い
- 原則として業務完了後に一括して支払うものとする。

- 7 その他
- (1)中高生やその他第三者へ損害を与えた場合の傷害保険、損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。事故が発生した場合は、速やかに報告し、請求の手続きをとり行う。
  - (2)毎月の利用についての事業報告を事業報告書により報告する。年度末には、事業報告書並びに事業完了届けを提出する。
  - (3)業務の実施にあたり、職員名簿を提出する。また、業務管理責任者を定めることとする。
  - (4)受託者は、業務上知り得た情報を、第三者へ漏らしてはならない。これは委託契約終了後においても同様とする。